

第六條

又ルモ、トス、
収支予算ハ、毎年聯盟大會ノ承認ヲ經ルモ、
トス前期ノ收支決算會計監査ノ審査ヲ
經テ聯盟大會ノ承認ヲ受ケ之ヲ公表スル
モノトス

第十七條

本聯盟ノ會計年度一曆年ニ依ル
聯盟大會ニ要スル費用ハ開催地組合之ヲ
負担シ代議員ノ旅費及ビ聯盟役員ノ人件
費ハ聯盟之ヲ負担ス

第六章

附則

第十九條

本規約ハ大正十五年二月二日ヨリ實施ス
本規約ハ聯盟大會ノ五分ノ四以上ノ賛成
アルニ非カレバ變更スルコトヲ得ズ

第二十條